

事務連絡
令和3年6月8日

各障害児入所施設 施設長 様
各障害児通所支援事業所 管理者 様

神戸市健康局
福祉局

障害児入所施設・通所支援事業所の従事者に対する
新型コロナワクチン優先予約について

平素は、本市の障害児支援にご尽力いただき、厚くお礼申し上げます。
神戸市では、かかりつけの病院や診療所、集団接種会場での新型コロナウイルスワクチン接種を進めています。

この度、65歳未満の神戸市にお住まいの方を対象に、6月11日以降、段階的に接種券を送付いたします。

接種券が届き次第、

- ・60歳以上65歳未満の方
- ・59歳未満の方のうち基礎疾患をお持ちの方
- ・精神障害・知的障害をお持ちの方
- ・障害者が入所している施設等の従事者
- ・居宅サービス事業所・訪問系サービス事業所等

を対象として優先的に予約受付を始めます。

なお、障害児が入所している施設、障害児が通所している事業所の従事者についても、6月30日より優先予約受付の対象となりますので、お知らせさせていただきます。

※既に接種を済ませている方、もしくは施設内接種の予定のある方については、新たに接種予約を行う必要はありません。

記

1. 優先予約ができる従事者

障害児通所支援事業所・入所施設において、利用者に直接接する職員。職種は限定しません。

2. 接種券の発送日時

令和3年6月11日（金）から6月24日（木）までに市民全員に順次発送

（年齢の高い方から順に、接種券を発送します。なお、16歳の方には誕生日を迎えてからお送りします。）

3. 優先予約期間

令和3年6月30日（水）より予約受付開始

（令和3年7月5日（月）以降は、一般の予約受付が開始されます。）

4. 優先予約のための必要な手続き

- ・優先予約の対象となる従業者の方へ（別紙1）「福祉施設等の従業者のみなさまへ」を手渡ししてください。
- ・令和3年7月5日までに接種をする場合は、接種時に施設従事者であることを証明できるもの（「施設従事者証明書（様式1）」や職員証など）を提示していただく必要があります。

5. お問い合わせ先

神戸市新型コロナワクチン接種コールセンター

電話 078-277-3320

Eメール pwd-vaccine-kobecity@persol.co.jp

6. その他

○神戸市外に住民票がある施設従事者の方

- ・原則、神戸市内の接種会場で接種を行うことはできません（予約もできません）。接種の時期、方法等については、お住いの自治体へお問合せください。
- ・市外在住の従事者が住民票のある居住地で接種をする場合、施設従事者であることの証明が必要となる場合があります。従事者の方の必要に応じて、「施設従事者証明書（様式1）」を発行してください。

<参考>ワクチン接種の予約方法

まず、かかりつけの診療所・病院でワクチン接種しているかを確認

①接種している場合は、かかりつけの診療所・病院に電話して予約

②かかりつけがない、もしくは接種していない場合は、インターネットで予約

https://mer.s-kantan.jp/city-kobe-v-u/reserve/offerList_initDisplay.action

- ・インターネット予約が不安な場合は、区役所等でお助け隊がサポートします。
- ・電話での予約はコールセンター（078-277-3320）でも受け付けていますが、電話が集中し、大変な状況が続いています。

<参考>接種場所について

パソコン、スマートフォン等で「神戸市 ワクチン接種可能」で検索いただくか、広報紙 KOBE 特別号（4月下旬に各戸配布）でご確認ください。

<参考>送付される「ワクチン接種のご案内」（送付される接種券などの見本）

<https://www.city.kobe.lg.jp/documents/42651/20210517sessyukemihon.pdf>

※上記は、65-74歳の方へ送付された際の見本です。同封されるチラシ類について、今後、文言の変更や接種会場の追加などのより変更される予定です。

（担当）福祉局障害者支援課
障害児支援事業担当
藤原、山西、阿部
電話：078-322-6780